

2017年8月4日 全4頁

# 相談役・顧問等の開示制度、導入

## コーポレート・ガバナンス報告書を見直し

金融調査部 主任研究員  
横山 淳

### [要約]

- 2017年8月2日、東証は、コーポレート・ガバナンス報告書の記載要領を見直し、相談役・顧問等の開示制度を導入することとした。これは、経済産業省の「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGS ガイドライン）」や政府の「未来投資戦略2017」などを受けたものである。
- 具体的には、コーポレート・ガバナンス報告書に「代表取締役社長等を退任した者の状況」という項目が新設される。そこに、代表取締役社長等であった者が、退任後も引き続き、相談役や顧問などの役職・地位にある場合に、氏名、役職・地位、業務内容、勤務形態・条件、任期などを記載することが想定されている。
- 改訂後の新様式は、2018年1月1日以後、提出するコーポレート・ガバナンス報告書から利用可能となる。

## 1. 東証によるコーポレート・ガバナンス報告書の見直し

2017年8月2日、東京証券取引所（以下、東証）は、「相談役・顧問等の開示に関する『コーポレート・ガバナンスに関する報告書』記載要領の改訂について」（以下、「改訂記載要領」）を公表した<sup>1</sup>。これは、コーポレート・ガバナンス報告書の記載内容を見直し、上場会社における相談役・顧問等の状況の開示制度を導入するものである。

東証が、相談役・顧問等の開示制度を導入する背景には、経済産業省の「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGS ガイドライン）」<sup>2</sup>や政府の「未来投資戦略2017」<sup>3</sup>がある。

<sup>1</sup> 東証のウェブサイト（<http://www.jpx.co.jp/news/1020/20170802-01.html>）に掲載されている。

<sup>2</sup> 経済産業省のウェブサイト（<http://www.meti.go.jp/press/2016/03/20170331012/20170331012.html>）に掲載されている。

<sup>3</sup> 首相官邸のウェブサイト（[http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho\\_senryaku2013.html](http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013.html)）に掲載されている。

社長・CEO 経験者を相談役・顧問として会社に置く場合には、自主的に、社長・CEO 経験者で相談役・顧問に就任している者の人数、役割、処遇等について外部に情報発信することは意義がある。産業界がこうした取組を積極的に行うことが期待される。

(出所)「CGS ガイドライン」p. 39。

### 経営システムの強化

#### (残された課題)

…中略…

- ・退任社長・CEO が相談役・顧問として当該企業において一定の役割を果たす慣行が存在する。企業経営に不透明な影響を及ぼしている場合があり、適正なガバナンス機能を阻害しているのではないかとの懸念が存在する。

#### (主な取組)

…中略…

- ・退任した社長・CEO が就任する相談役、顧問等について、氏名、役職・地位、業務内容等を開示する制度を株式会社東京証券取引所において本年夏頃を目途に創設し、来年初頭を目途に実施する。

(出所)「未来投資戦略 2017」pp. 31-32。

つまり、「社長・CEO 経験者を相談役・顧問とすることが一律に良い・悪いというものではない」<sup>4</sup>。しかし、法令上の根拠を持たない任意の機関にすぎない相談役、顧問が、指示・指導の名の下に、経営者の判断や人事などに関与するとすれば、既存のコーポレート・ガバナンスの仕組みの外で、実質的に権力を行使する者の存在を許すこととなる。仮に、明示的な指示・指導がないとしても、現経営陣が「忖度」を働かすとすれば、同様の問題が生じることとなる<sup>5</sup>。

こうした相談役・顧問等を巡るコーポレート・ガバナンス上の問題に対応するために、相談役・顧問等の実態の「見える化」を進めようというのが、今回の相談役・顧問等の開示制度導入の趣旨だと言えるだろう。

<sup>4</sup> 「CGS ガイドライン」p. 36。

<sup>5</sup> 拙稿「顧問、相談役とコーポレートガバナンス」(2017年7月26日付コラム)も参照([http://www.dir.co.jp/library/column/20170726\\_012168.html](http://www.dir.co.jp/library/column/20170726_012168.html))。

## 2. 相談役・顧問等の開示の内容

「改訂記載要領」に基づくコーポレート・ガバナンス報告書の新様式では、「Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の欄に、新たに「(8) 代表取締役社長等を退任した者の状況」という記載事項が設けられる。

ここに「代表取締役社長等を退任した者の会社との関係について説明する場合は、作成画面において『記載する』を選択し、その内容を記載」<sup>6</sup>することとされている。

対象となる「代表取締役社長等」を退任した者」には、「元代表取締役社長の他、元 CEO（最高経営責任者）や元代表執行役社長」が含まれる<sup>7</sup>。

「説明する場合は…」とあり、かつ、「記載する」を選択しない余地もあることから、相談役・顧問等に関する開示は、基本的には、（義務ではなく）**任意の開示項目**と位置づけられるようである。もっとも、私見だが、任意の開示項目だからと言って、相談役・顧問等の役職があるにもかかわらず、開示を行わなければ、コーポレート・ガバナンス上の問題があるとの疑念を株主・投資者・市場に抱かせることとなるだろう。スチュワードシップ責任を負う機関投資家の議決権行使にネガティブな影響を及ぼす可能性も指摘できる。

具体的な記載事項としては、「代表取締役社長等であった者が、取締役など会社法上の役員の地位を退いた後、引き続き、相談役や顧問など何らかの役職に就任している、又は何らか会社と関係する地位にある場合」に、次の事項を記載することが想定されている<sup>8</sup>。

◇（元代表取締役等である相談役・顧問等につき）それぞれの者ごとに

- ・ 氏名
- ・ 役職・地位
- ・ 業務内容（注1）
- ・ 勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬（注2）の有無等）
- ・ 代表取締役社長等の退任日
- ・ 相談役・顧問等としての任期（注3）

◇（元代表取締役等である相談役・顧問等の）合計人数

（注1）業務内容の記載方法については、次のような考え方が示されている。

- ・ 社内で経営に関わっている場合には、その内容についても記載する。
- ・ 社内における業務内容を記載する他、社外の活動（公職等）に会社を代表して参加している場合には、その内容も記載する。
- ・ 具体的な業務内容や会社を代表しての活動が無く、単に役職名の肩書きの使用を許諾しているのみの者については、氏名、役職・地位、社長等退任日、任期の欄のみ記載した上で、「業務内容」や「勤務形態・条件」の欄に、業務内容や勤務実態が無い旨の説明を記載する。

<sup>6</sup> 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書記載要領（2017年8月改訂版）」p. 11。

<sup>7</sup> 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書記載要領（2017年8月改訂版）」p. 11。

<sup>8</sup> 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書記載要領（2017年8月改訂版）」pp. 11-12。

(注2) 給与、顧問料など費用の名称を問わない。

(注3) 任期の定めが無い場合には、その旨、記載することが考えられる。

加えて、「その他の事項」として、次の記載事項が例示されている<sup>9</sup>。

- ◇相談役・顧問などの存廃に係る状況（「すでに廃止済み」、「制度はあるが現在は対象者がいない」など）
- ◇相談役・顧問等に関する社内規程の制定改廃や任命に際しての、取締役会や指名・報酬委員会の関与の有無
- ◇相談役・顧問等の報酬総額  
など

### 3. 実施時期

相談役・顧問等の開示制度について「来年初頭を目途に実施する」との「未来投資戦略 2017」の方針を受けて、東証は、2018年1月1日以後、提出するコーポレート・ガバナンス報告書から、改訂後の新様式及び「改訂記載要領」を用いた記載が可能になるとしている<sup>10</sup>。

<sup>9</sup> 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書記載要領（2017年8月改訂版）」p. 11。

<sup>10</sup> 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書記載要領（2017年8月改訂版）」p. 1。